

本書を利用する方々へ

平成17年4月に発達障害支援法が施行されて、これまで様々な制度の谷間となり、支援が十分ではなかった発達障害に対する取り組みが少しずつ動きだし、様々な事業や支援体制の整備が進められてきています。また、教育分野でも、特別支援教育への転換の流れの中で、発達障害が支援の対象に加えられ、支援体制が整備されてきております。

このように、ここ数年、発達障害支援や特別支援教育に対する取り組みが進み、発達障害のある人が受けられる支援制度も増えてきています。しかし、発達障害は対象になっていない支援の制度や発達障害というだけでは使えない支援の制度も多く、発達障害のある人に対する支援は、いわば発展途上の状況にあるというのが現状です。

本書「療育福祉ガイドブックいしかわ」では、発達障害のあるお子さんをお持ちの保護者や当事者、関係者が、各種の支援制度を探したり、利用したりする際の参考としていただけるよう、現段階で利用できる制度を整理し、極力わかりやすくまとめました。

また、このガイドブックを作成するに当たり、お忙しい中、多くの地域、職域、そして親の会の方々から情報等の提供をいただきました。そして、制度自体が年々変化している最中であること、地域により制度や制度の運用面に差があることから、網羅性を重視して、様々な参考本や資料から極力共通的な内容を取り上げて記載しています。したがって、このガイドブックでご紹介した制度が利用できない場合や、ご紹介した内容以上に先進的な利用ができる場合など、地域により取扱いが異なる場合があります。

このガイドブックを参考とし、様々な制度を利用される場合には、各地域における情報や状況を個別に確認し、個々のお子さんや当事者の方々の状況やニーズにあった支援制度を見つけて、うまく利用していくことが必要です。

保護者、当事者をはじめ多くの関係者の方にとって、本書が一つの手がかりとして活用いただければ幸いです。

平成21年4月

石川県健康福祉部障害保健福祉課